

— まちなか区域

1 まちなか低未利用地活用促進費補助
2 まちなか空地活用促進奨励金 対象区域

は「近代的都市景観創出区域」

まちなかの空地・空家の活用促進 支援制度の紹介

まちなかの空地・空家の情報提供ホームページを創設します。

まちなかで住宅地整備を行う事業者に助成します。

まちなかの住宅地整備に土地を提供した売主に助成します。

まちなかの空家を購入し、自ら居住する方に内部改修工事費を助成します。



金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課

☎076-220-2136

メール: juutaku-s@city.kanazawa.lg.jp

ホームページ: <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyutaku/index.jsp>

金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課

まちなかの空地・空家の活用促進 支援制度の紹介

まちなか区域にある空地・空家の利活用を促進するため情報バンクと支援制度を創設

1 まちなかで住宅地整備を行う事業者に助成します

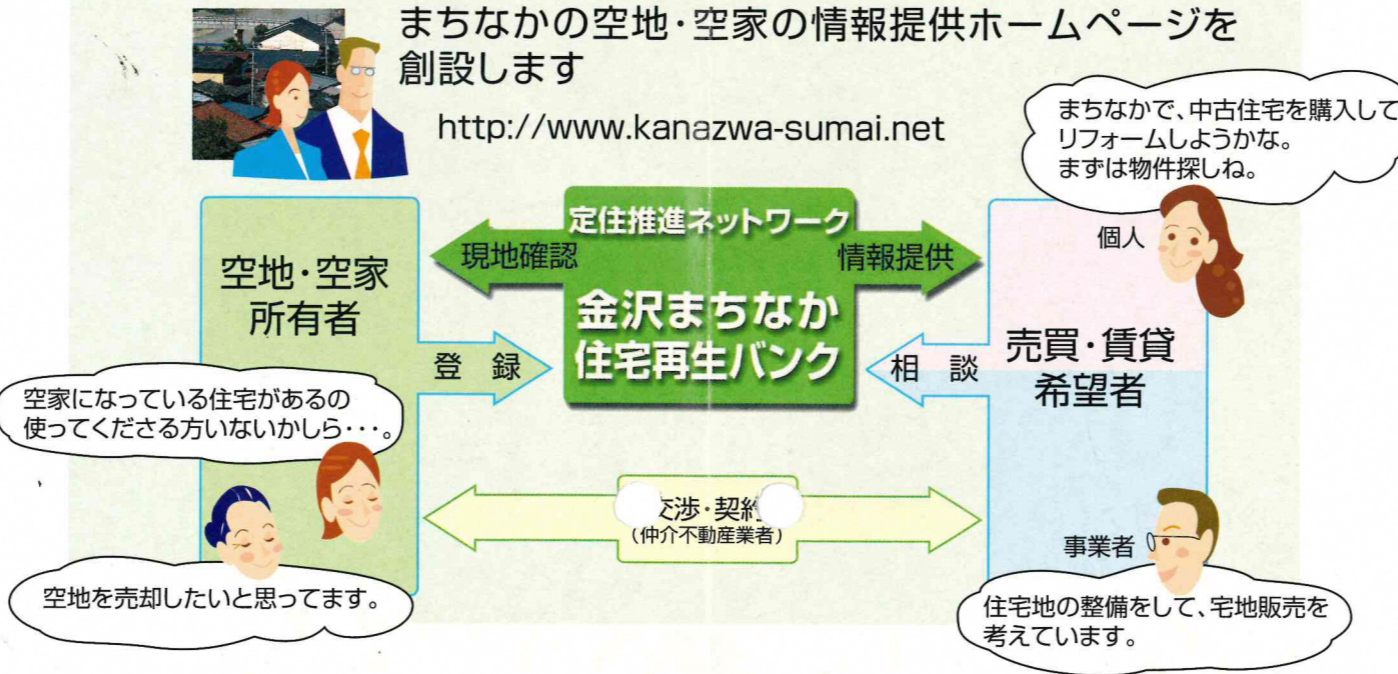
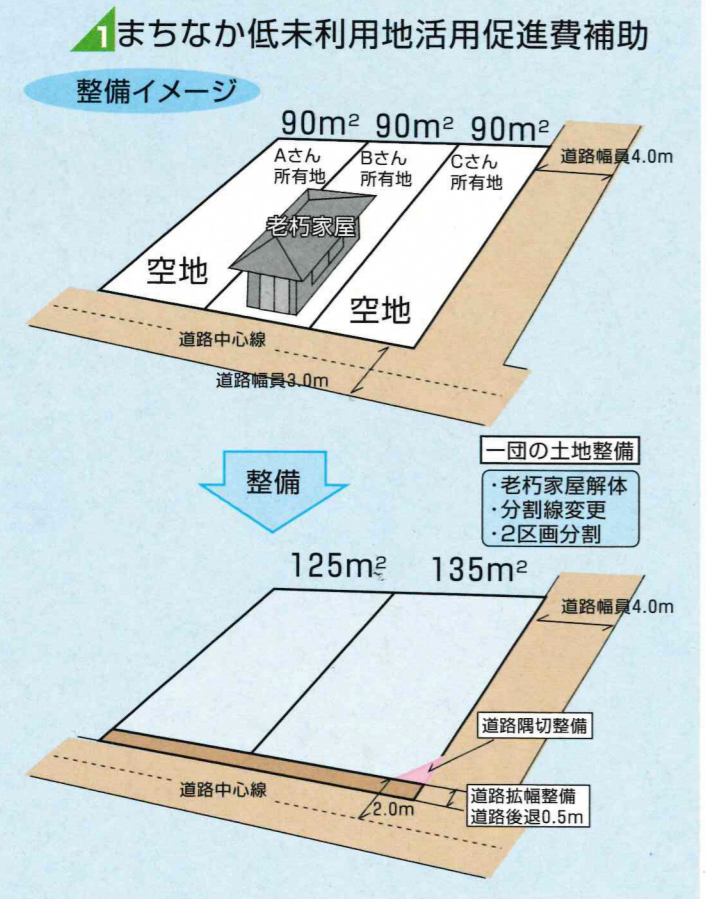
事業者
まちなか低未利用地活用促進費補助

内容
まちなかの4m未満の狭あい道路に接する500㎡未満の低未利用地(空地・空家・駐車場等)を2区画以上の戸建て住宅地として整備する場合に、道路拡幅整備費や老朽建築物除却費を助成

対象区域
まちなか区域のうち、住宅密集地である特別消防対策区域、災害危険度判定調査による重点整備地区、地区計画区域、まちづくり協定区域(裏面区域図を参考にしてください)

要件
●道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付
●1区画の敷地面積は、135㎡(約40坪)以上
ただし、1区画に限り100㎡(約30坪)以上

補助率	補助項目	補助細目	補助率
10/10	道路用地費	道路拡幅の隅切り部	10/10
	道路整備費	道路拡幅・隅切り整備 道路整備に伴う支障施設の移設・除去	10/10
1/2	老朽家屋除去費	耐用年数の2/3を経過しているもの 限度額は国土交通大臣の定める標準建設費	1/2



3 まちなかの空家を購入し、自ら居住する方に内部改修工事費を助成します

まちなか空家定住促進対策補助金

内容
まちなか区域で昭和25年11月23日以降に建築された空家を購入し、自ら定住する方に対して、内部改修工事費を助成

要件
●金沢まちなか住宅再生バンクに登録した空家であること
●売買契約後、自己所有とし、自らが居住すること
●昭和56年5月31日以前に建てられた建物は耐震診断・耐震設計・耐震工事が必要となります

補助率	補助項目	補助率	限度額
耐震改修	内部改修費	1/2	50万円
	●耐震診断	2/3	10万円
	●耐震設計	2/3	20万円
	●耐震工事	2/3	130万円

木造住宅の場合

2 まちなかの住宅地整備※に土地を提供した売主に助成します

※まちなか低未利用地活用促進費補助対象の事業

まちなか空地活用促進奨励金

内容
1の整備事業に土地を提供した売主に譲渡所得金額相当額の3%(限度額30万円)を助成

対象区域
まちなか区域のうち、住宅密集地である特別消防対策区域、災害危険度判定調査による重点整備地区、地区計画区域、まちづくり協定区域(裏面区域図を参考にしてください)

要件
●金沢まちなか住宅再生バンクに登録した土地であること
●500㎡未満の土地であること

空地所有者(売主)

